

◆障害者雇用納付金制度に基づく助成金◆

障害者を雇用する事業主に対して助成援助を行うための、事業主の共同拠出による制度です。

法定雇用率を達成していない事業主から納付された障害者雇用納付金(3.参照)をもとに次の助成金等が支給されます。

1. 障害者雇用調整金・報奨金

① 障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が100人(平成26年度までは200人)を超える事業主で、障害者雇用率を超えて雇用する身体、知的及び精神障害者1人につき月額27,000円支給。
② 報奨金	常用雇用労働者数が100人(平成26年度までは200人)以下の事業主で、各月の常用雇用労働者数の4%相当の年度間合計数又は72人のいずれか多い数を超えて雇用する身体、知的及び精神障害者1人につき、21,000円支給。
③ 在宅就業障害者特例調整金	障害者雇用納付金の申告対象事業主で、在宅就業障害者(支援団体経由含む)に一定要件の仕事を発注した場合に支給、又は雇用納付金が減額。 特例調整金=(年間の在宅就業障害者への支払い総額/評価額(105万円))×調整額(63,000円)
④ 在宅就業障害者特例報奨金	報奨金支給対象事業主で、在宅就業障害者(支援団体経由含む)に一定要件の仕事を発注した場合に支給。 特例報奨金=(年間の在宅就業障害者への支払い総額/評価額(105万円))×調整額(51,000円)

※ 申請及び支給は当該年度終了後(翌年度)となります。

2. 各種助成金


事業主が障害者の雇用に伴い、施設・設備の整備や特別な雇用管理を行った場合に、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成(限度額あり)

① 障害者作業施設設置等助成金	障害者の作業を容易にするために必要な施設・設備の設置等：助成率2/3
② 障害者福祉施設設置等助成金	障害者である労働者の福祉の増進を図るための福利厚生施設の設置等：助成率1/3
③ 障害者介助等助成金	職場介助者・手話通訳者・医師・職業コンサルタント・在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱：助成率3/4他。 重度中途障害者等職場適応助成：月額3万円(短時間労働者月額2万円)
④ 職場適応援助者助成金	支給対象社会福祉法人等の行う第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助等：日額14,200円 支給対象事業主の行う第2号職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助等：助成率3/4
⑤ 重度障害者等通勤対策助成金	通勤対策のための住宅の新築・賃借等、指導員配置、バス購入、駐車場賃借等：助成率3/4
⑥ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者の数の割合が2/10以上であることが必要：助成率2/3他
⑦ 障害者能力開発助成金	障害者の職業に必要な能力を開発・向上させるため、厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業(以下「職業能力開発訓練」という。)を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が障害者の能力開発訓練のための設備整備を行う場合又は障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置を講じる事業主に対して、その費用の一部を助成：助成率4/5他

お問い合わせは、2④を除き(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課へ、
2④については福岡障害者職業センターへ(裏表紙参照)

3. 障害者雇用納付金

平成27年4月(平成28年度に申告)から納付金の申告対象となる事業主の範囲が拡大されました。

対象事業主	法定雇用率(2.0%)未達成事業主が納付する納付金の額
 常用雇用労働者数が100人(平成26年度までは200人)を超える事業主	納付金の額=(法定雇用障害者数-雇用障害者数)×5万円☆(1人月額) ☆ 次の事業主には、減額特例(5万円⇒4万円)が適用となります。 常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主 (平成22年7月～平成27年6月) 常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主 (平成27年4月～平成32年3月)

詳しくは、「(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 <http://www.jeed.or.jp>」をご参照下さい。